

静岡県公安委員会規程第5号

仮免許関係事務の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月8日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

仮免許関係事務の実施に関する規程の一部を改正する規程

仮免許関係事務の実施に関する規程（平成6年静岡県公安委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(仮免許関係事務の範囲) 第2条 仮免許関係事務の範囲は、第7条に規定する受験者を対象とした事務で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） <u>第40条の3第1項第5号</u> に規定する運転免許試験の結果の判定に係る事務を除いたものとする。	(仮免許関係事務の範囲) 第2条 仮免許関係事務の範囲は、第7条に規定する受験者を対象とした事務で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） <u>第40条の3第1項第6号</u> に規定する運転免許試験の結果の判定に係る事務を除いたものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。